

小型移動式クレーン運転技能講習

移動式クレーンとは、『荷を、動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるもの』とされています。このうち、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを小型移動式クレーンといいます。

当協会の研修では、安全な作業のため必須である「知識（学科）」と「実務（実技）」を学んでいただきます。

日程

3日間コース

学科：令和5年2月21日(火)、2月22日(水) 8:30～17:00

実技：令和5年2月23日(木) 8:00～17:00

会場

一般社団法人 日本クレーン協会 愛媛支部
愛媛県新居浜市阿島1丁目5-66

受講料

テキスト代、消費税込

種別番号	種別条件	社員企業の方	社員企業でない方
1	免許所有者（クレーン・デリック・揚貨装置） 床上操作式クレーン運転技能講習修了者、玉 掛け作業技能講習修了者	34,650	44,550
3	種別番号1に該当しない方	37,400	47,300

当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材育成補助事業」の対象です。
(補助の詳細は、各市にお問い合わせください。)

定員

定員： 5名

申込 方法

添付の「仮受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。
講習前1週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

応募 締切

申込締切日： 令和5年2月3日（金曜日）必着

主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: <http://niihamagenki.jp>

